

## 緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書

安中市（以下「甲」という）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という）と株式会社ティーライフ（以下「丙」という）は、第3条に定める乙の管理する緊急時解放備蓄型自販機（以下「本自販機」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

### （甲の権利）

第1条 甲は、市内で災害が発生または発生するおそれがある場合において、市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置された場合、以下に基づき本自販機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で使用できるものとする。ただし、使用後には乙及び丙に連絡をする。

	災害の規模等	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震が発生した場合。	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発表された場合。	市から避難情報が発令された場合、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・テロ等の予期しない事態が発生した場合。 ただし、事後相談が必要。	市から避難情報が発令された場合、庫内商品を使用できる。
4	通信手段の途絶等の理由により災対本部と被災現地間での連絡調整を行うことが出来ない場合は、被災現地施設（指定避難所）の責任者の判断により、上記1ないし3に基づき庫内商品を使用する事が出来るものとする。	

### （承諾事項）

第2条 丙は、前条の場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品が無償で提供することを承諾する。

2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本自販機の鍵を管理する。

### （対象自販機）

第3条 本覚書で対象となる本自販機は、別紙記載の通りとする。

### （庫内商品）

第4条 第2条1項に基づき甲が無償で提供した庫内商品について、甲は提供した本数を速やかに乙に書面にて報告する。乙は甲の報告に基づき、提供本数分を丙に対し補てんするものとする。補てん方法の詳細は乙丙が別途協議のうえで決定する。

### （有効期限）

第5条 本覚書は、本自販機が撤去された場合は当該撤去日をもって終了する。

### （協議事項）

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙丙誠意をもって協議し解決する。

[以下空白]

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上各自その1通を保有する。

2023年11月1日

甲

群馬県安中市安中1-23-13  
安中市  
市長 岩井 均

乙

東京都千代田区神田美土代町9-1 JRE神田小川町ビル2F  
大塚ウェルネスベンディング株式会社  
関東支店 支店長 島倉 一恭

丙

群馬県高崎市下佐野町596  
株式会社ティーライフ  
代表取締役 田島 利夫

作成日：2023.10.31.

別紙

本自販機			
機種	機番	設置場所	設置日
F-SS3P2936FB-HP	206004926	安中市文化センター	2023年11月30日
NS-SQ2P2730FB-HP	2101510038	安中市原市体育館	2023年11月30日
NS-19WP3736FB-HP	2001555010	安中市米山体育館	2023年11月30日